

令和元年度事業計画

(建設業を取り巻く社会・経済情勢)

我が国経済は、緩やかに回復している。

また、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種施策の効果もあり緩やかな回復が続くことが期待されるが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行きなど海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

国においては、「人づくり革命」、「生産性革命」に最優先で取り組むこととしているほか、本年10月に予定されている消費税の引き上げに伴う臨時・特別の措置として、経済への影響の平準化に向けた取組や「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に基づく取組を実施することとしている。

建設業については、平成26年6月に品確法などいわゆる「担い手三法」が改正され、平成27年から運用指針が施行されるなど制度が運用されてきた。

さらに、担い手三法改正が5年目を迎え、先般、工事の平準化推進や災害時の随契推進など地域建設業の立場に立った新・担い手三法改正法が国会で承認・成立したところである。

地域の基幹産業である建設業が、その活力を回復するとともに、雇用や災害対応など国民経済や地域社会において重要な役割を果たすためには、適正利潤の確保は不可欠であり、担い手三法改正の趣旨を徹底していくことが必要であり、今後とも、発注者、受注者とともに、担い手三法の理念や目的を共有し、建設業の経営環境や労働環境の改善を図っていくことが求められている。

また、現在、地域の建設業においては、担い手である技術者や技能者について、若年の入職者が減少するとともに従事者の高齢化が急速に進行している。

現在、政府において、「働き方改革」が進められているところであるが、建設業においても、担い手の確保・育成を図るという観点から、長時間労働の是正や週休二日の取組等を着実に進めていく必要がある。

また、アイコンストラクションの活用など生産性向上対策への対応や社会保険未加入対策強化への対応等の課題に適切に対応していくこと必要がある。

もとより、建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、自然災害の最前線で活動する安全・安心の守り手である。

地域の建設業が、将来にわたってその役割を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることもまた重要な課題の一つである。

※ 新・担い手三法改正法の成立を受け、一部修正済み

(公共事業予算の状況及び公共工事動向)

1 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の閣議決定

平成30年12月14日に「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

その内容は、平成30年度から令和2年度までの3か年間において、防災・減災、国土強靭化を推進する観点から特に緊急に実施すべき対策を概ね7兆円を目指すとする事業規模をもって進めることとしており、このうち国土交通省関係が概ね3、6兆円とされている。

※ この閣議決定を受け、国土交通省の平成30年度補正予算として1、1兆円が計上され、うち九州地方整備局の配分が1、443億円（直轄405億円、補1、038億円）となっている。

※ このような閣議決定がなされたのは、平成30年において、6月の大阪北部地震、7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振東部地震と台風21号被害など大きな災害が続発し、国民全体が災害を強く意識する状況になったことが影響しているものと思われる。

2 令和元年度政府当初予算の状況

令和元年度政府当初予算における公共事業関係費は、インフラ老朽化対策や防災・減災対策の推進などを基本とする通常予算に加えて「臨時・特例の措置」としての0、9兆円が計上され、総額では6、9兆円（対前年度比15%増）と公共事業関係予算が大幅に伸びている。

3 令和元年度県予算の状況

県の令和元年度当初予算においては、公共事業費が1、161億円、県単公共事業費が165億円となっており、県単公共事業費は前年度と同額となっているものの、公共事業費は対前年度比12.7%増となっており、総体でも対前年度比8.8%増と大幅に伸びている。

4 県内の公共事業動向

西日本建設業保証(株)鹿児島支店の調査による「県内の公共工事動向」は次の通りとなっている。

区分	請負金額	前年度対比	備考
平成30年度	209,708百万	89.1%	
平成29年度	235,382	104.5	
平成28年度	225,191	113.1	
平成27年度	199,141	90.7	
平成26年度	219,460	90.9	

※ 平成30年度分については、3月補正に伴う事業費の大半が反映されていないものと見込まれる。

(協会事業等の推進)

厳しい経営環境が続く中で、本県の基幹産業の一つである建設業が、元気を回復し、その持てる力を発揮しながら、地域を活性化するとともに、安全で安心な地域社会の構築に向けて貢献していくことは、極めて重要である。

また、会員企業は、企業の社会的使命を自覚し、災害発生時の緊急対応をはじめ、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病に関する対応、さらには、道路清掃作業など各種のボランティア活動等を積極的に推進し、住民や地域社会の要請に応えられるよう努める必要がある。

本県では、遅れている社会資本の整備や老朽化対策の推進、さらには、防災対策の充実が求められており、県民の正しい理解と信頼を得られるよう広報等に努めながら、真に必要な公共事業の予算確保については、関係機関と協議を重ねるとともに、積極的な要請活動を展開する必要がある。

このようなことから、協会としては、会員企業の理解と協力のもと、本年度は、次に掲げる項目を重点事業として積極的かつ効率的に取り組むこととする。

1 重点事業

(1) 建設事業費の確保並びに受注機会の確保

公共事業予算については、国や県では、平成30年度補正予算が組まれるとともに、令和元年度当初予算は、前年度に比べて大幅な伸びを示したものとなっている。

これは、平成30年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を受けてのものであるが、緊急対策に係る事業は、河川の樹木伐採や河道掘削、落石防止の法面対策、道路・トンネルの修繕などの小規模事業が数多くを占めることから、地域建設業の活躍する場が広がってくる状況にある。

よって、地域建設業にとっては、対応可能な体制をしっかりと構築し、不調・不落の防止に努める必要がある。

その一方、今後とも、真に必要な社会資本の着実な整備を計画的に進めしていくため、公共事業予算の確保や県内企業の受注機会の確保・拡大については、引き続き関係機関への積極的な要請活動を展開していく。

また、それぞれの地域振興局・支庁において、地域に密着した活動を行う会員企業が、受注機会を拡大できるように必要な要請活動を行っていく。

(2) 建設業の健全な発展への対応

① 公共工事の入札・契約適正化の推進

入札・契約制度の改善については、平成26年6月に、品確法・入契法・建設業法の一体的な改正、いわゆる「担い手三法」の改正が行われ、平成27年4月から具体的な運用が始まっている。

今後は、その状況を検証するとともに、これら一連の取組を波及・徹底していく。

また、今後、担い手三法の更なる改正に向けての検討が進められることから、その動向を注視し、必要な要請活動を展開する。

また、入札・契約制度については、地方公共団体において急速に一般競争入札が拡大されたが、多くの県で、最低制限価格や低入札価格調査基準価格を90%に引き上げるなどの見直しが相次ぎ、本県においても、逐次最低制限価格の引上げが実施されるとともに、維持修繕業務委託についても最低制限価格が導入されたほか、総合評価方式についても対象工事が3億円～WT0のJV工事に拡大されるなど順次拡充され、さらに、WT0工事についても重点調査基準価格が導入されている。

今後、最低制限価格の引上げ等に向けて、引き続き要請活動を展開する。

さらに公共工事設計労務単価については、本年2月に対前年度比3.3パーセント増（本県平均5%増）の平成31年3月から適用される労務単価が示され、7年連続の引上げがなされるとともに、6年連続で新労務単価の引上げが前倒しされたところであり、今後建設業の経営環境や労働環境の改善に大きく寄与するものと考えている。

今後とも、現行の入札・契約制度の実施状況や国の動向等を見ながら、更なる改善について要望活動を進めていく。

② 施工時期の平準化等の推進

国や県の補正予算では、多額のゼロ国債やゼロ県債が計上されているところである。

施工時期の平準化は、人材や資機材の効率的な活用等に資することから、引き続き、国や県等の発注機関に対して、早期発注や債務負担行為の適切な活用による計画的な発注を要望する。

また、発注関係事務の運用に関する指針が適正に運用されるよう、適切な設計変更や適切な工期の設定等についても要望する。

③ 設計積算の適正化等の推進

設計積算については、会員企業の工事現場における施工の実態を精査するとともに、積算の改善が必要と認められるものについては、国や県等の発注機関に対して、協議会の場等を通じて、速やかな改善を要望する。

また、労務費や資材単価等については、調査機関等に対して、県内の実態を十分反映した調査を行い、適正な労務費及び資材単価を把握するよう要請する。

④ 「働き方改革」への対応

国において、昨年3月に「建設業働き方改革加速化プログラム」が策定され、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つの分野における新たな施策がとりまとめられた。

○ 長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年間）を待たず、長時間労働の是正、週休二日の確保を図る。

○ 給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○ 生産性向上

アイコンストラクションの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるＩＣＴの活用等により生産性の向上を図る。

現在国においては、加速化プログラムに基づいて、アイコンストラクションの活用など生産性向上に向けた取組が進められるとともに週休二日の試行工事が導入されている。また、県においても、昨年2月から「ＩＣＴ活用工事」や「週休二日工事」の試行が実施されている。

今後ともこれらの情報収集に努めるとともに、事例の検証等を行い、必要に応じて要請活動等を展開する。

※ 長時間労働の是正等については、昨年7月に改正労働基準法など働き方改革関連法が成立し、本年4月に施行されている。

建設業については、時間外労働の上限規制が5年間猶予されているが、各建設企業においては、今後勤務時間の適正管理を進めていくとともに、本年4月からは年5日の時季指定による年休取得も行っていく必要がある。

※ また、全国建設業協会としては、

- ① 「休日月1+（ツキイチアス）運動」等を通じた労働条件改善の取組
- ② 会員企業が契約を取り交わす下請企業については、社会保険の加入企業に限定するという「社会保険加入対策」の強化
- ③ 会員企業が契約を取り交わす下請契約に労務単価改定分を反映させるという「公共工事設計労務単価の改定を受けた取組」を進めることとしているところである。

(3) 担い手確保・育成対策の推進

建設技術者や建設技能者の高齢化が進む中、建設業における担い手確保の問題は喫緊の課題となっており、以下の取組を積極的に展開していく。

① 建設業の人材確保・育成対策の推進

地域経済・雇用を支える建設業が、「地域の担い手」として持続的に役割を果たせるよう、県、西日本建設業保証(株)、建設業福祉共済団からの助成事業等を活用しながら、担い手確保事業や技術力向上等に資する事業等を行うとともに、建設産業の魅力を発信する。

ア 担い手確保事業

新規雇用者的人件費及び研修費等を助成するとともに、合同企業説明会・面談会等を開催する。

(ア) 新規雇用者人件費等助成事業（県委託事業）

- ・助成対象：県内建設企業に新規雇用された建設労働者（技術者・技能労働者）の入件費、新人教育・研修費等
- ・助成率：1年間、1/2以内（1人当たり10万円を上限）

(イ) 合同企業説明会等開催事業

- a 建設産業合同企業説明会・面談会、インターナンシップフェアの開催
- b 就活応援キャラバン高校別企業ガイダンスの開催

イ 担い手育成事業

建設技術者等を対象とした資格取得のための講習会等を開催するとともに、建設企業への新規入職者を対象に研修会を開催する。

(ア) 技術力向上事業

- ・2級土木施工管理技術者検定講習
- ・土木施工計画書作成講習

(イ) 新規入職者研修

- ・就職前等準備研修（三田建設技能研修センターへの派遣研修）
- ・新入社員研修

ウ 建設業魅力発信事業

建設産業の魅力を発信するために、マスメディア等を活用した広報を行うとともに、鹿児島県建設業青年部会の協力をもとに小中学生等を対象とした「出前講座」を開催するほか、現場見学会や現場実習等を実施する。

(ア) マスメディア等を活用した広報活動

(イ) 出前講座（小・中・高校等）への助成……建設業青年部会へ委託

(ウ) 高校生の現場見学会

- (エ) 現場実習（インターンシップ）
- (オ) 作文コンクールの実施 など

エ 建設キャリアアップシステム運営事業

技能者の現場経験や保有資格、講習受講履歴などの就業実績を、技能者に配布するＩＣカードを通じてシステムに蓄積し、待遇の改善や技能の研鑽につなげる環境を整備する。

- (ア) 建設キャリアアップシステム受付窓口の設置
- (イ) 建設キャリアアップシステムの広報

オ 建設労働者緊急育成支援事業

建設業で働く意欲のある離転職者、新卒者、未就職卒業者などを対象に職業訓練等を実施し、建設業への就職を支援する。

- (ア) 拠点施設の整備
- (イ) 建設業の職業訓練（躯体系コース、仕上げ系コース）の実施
- (ウ) 就職支援

② 建設雇用改善対策の推進

建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づく第9次雇用改善計画の4年度に当たり「若年建設労働者等が生き活きと働く『魅力ある職場づくり』を推進する」ことを最優先課題として、11月の建設雇用改善推進月間における雇用改善優良事業所の表彰を実施するなど、建設労働者の雇用改善に向けた取組を進める。

③ 後継者育成対策の推進

次代を担う後継者の育成を進める観点から、青年部活動を支援するための助成を行い、建設業界における青年部活動の活性化を図る。

また、青年部会の全面的協力のもと、「土木フェスタ」を開催する。

(4) 会員企業の社会貢献活動の推進

社会貢献活動は、当協会の会員行動憲章の三本柱の一つでもあり、県との間で締結した「大規模災害時における応急対策に関する協定書」に基づく非常時の緊急対応、さらには、平成23年5月に県との間で締結した「家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務に関する協定書」に基づく家畜伝染病への迅速な対応に努める。

また、平成20年11月に県との間で締結した「産業廃棄物の不法投棄等の情報提供等に関する協定書」に基づき、産業廃棄物の不法投棄等の早期発見と拡大防止に努める。

さらに、年間を通して、道路や河川の清掃活動などの環境美化活動をはじめ、地域イベントへの協力など各種ボランティア活動の積極的展開に努める。

(5) 関係法令の遵守等

① 企業の社会的責任（CSR）対策の推進

近年、企業の社会的責任（CSR）が企業評価の重要な要素となっており、利害関係者に対して社会的責任を果たすことが強く求められている。

当協会でも、全建が作成した「建設業のCSR」を会員企業に配布しており、この冊子を活用した社員研修を実施することなどにより、活動を促進する。

② 建設業の適正取引に関する講習会の開催

建設業に関する法令違反事件や談合事件の発生は、国民の信頼を損なう結果を招いており、県においても、「建設業法遵守通報窓口」を設置するなど、法令違反への対応を強化しているところであり、協会としても、更なる法令遵守の周知・徹底に取り組む。

また、「建設業の適正取引に関する講習会」を開催することにより、独占禁止法の遵守、元請・下請間の契約の適正化、企業の社会的責任等についての情報提供を行い、会員企業の法令遵守意識の高揚を図る。

(6) 労働災害・交通事故の防止

① 労働災害防止対策の推進

安心して働くことのできる職場の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第13次労働災害防止計画（2018年度から2022年度の5年間）」の周知・徹底に努める。

また、労働災害防止大会の開催、全国安全週間及び建設業無災害運動月間等の取組により、安全意識の高揚を図る。

さらに、墜落・転落災害、重機災害、崩壊・倒壊災害のいわゆる三大災害撲滅のための取組を強化するとともに、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進や工事施工に当たってのリスクアセスメントの実施促進等を図る。

また、足場設置困難な作業等における墜落防止対策として、ハーネス型安全帯の使用が義務付けられることについても、周知を図る。

② 労働安全衛生教育の推進

会員事業場の労働災害防止活動を支援するため、引き続き各種の技能講習や安全衛生教育を行うとともに、関係機関や団体と連携し、安全管理・雇用改善パトロールを実施する。

③ 交通事故の防止

工事用車両等による交通事故・交通労働災害防止のため、会員企業における交通安全教育を実施し、制限速度の遵守、交差点での一旦停止、過積載の防止など安全運転の励行に取り組む。

(7) 各種支援策等の活用促進

① 前金払制度及び中間前金払制度等の活用促進

西日本建設業保証(株)と連携しながら、「前金払制度」及び「中間前金払制度」の積極的な活用を促進するとともに、関係市町村に対して、前払金の支払限度額の見直しや中間前金払制度の導入を要望する。

② 建設共済制度の加入促進

「安い掛け金で、労災事故が起きた場合に大きな補償」が受けられる（公財）建設業福祉共済団の「建設共済制度」の加入促進を図っていく。

③ 金融支援策の活用促進

元請建設企業に対し低利で融資を行う「下請セーフティネット債務保証」をはじめ、公共工事等の受注に伴い保証人や不動産の担保なしに融資が受けられる「地域建設業経営強化融資制度」のほか、取引先が倒産しても確実に工事代金の支払いが受けられる「下請債権保全支援」など各種金融支援策の活用促進を図る。

④ 建設業退職金共済制度の加入促進

県においては、建設業退職金共済制度の加入を徹底するために、当該制度への加入を入札参加資格要件とするとともに、元請業者に対しては、未加入の下請業者への制度説明や加入奨励を求めているところであり、国の制度である建設業退職金共済制度への加入促進を図るとともに、その適正な運用の普及促進に努める。

⑤ 新分野進出への支援

建設業においては、雇用の確保や企業経営の安定を図る観点から、企業経営の多角化を進めていくことが求められており、新分野への進出等を希望する会員企業については、（一財）建設業振興基金と連携しながら、アドバイザー派遣制度の活用等による支援に努めるとともに、各種機関が主催する研修会等の情報提供を行う。

⑥ 外国人労働者の受入対策

昨年12月に、外国人労働者の受入を拡大する出入国管理法改正案が成立し、本年4月施行されている。

この改正案では、深刻な人手不足に対応するとして、新たな在留資格「特定技能」の1号と2号を創設するものであり、建設業界における外国人労働者の受入は今後進んでいくものと予想される。

このような中、当協会の会員企業における外国人労働者（技能実習生）は、平成29年度の23名から平成30年度は107名と大幅に増加している状況にあり、今後必要に応じて外国人労働者の受入対策についての検討を進める。

(8) その他

① 会員企業のIT化の推進

電子入札・電子納品については、国土交通省において既に本格導入され、県においても、電子入札の本格運用と電子納品の試行が開始されるとともに順次拡大されている。

電子納品については、試行による普及状況を見ながら本運用へ移行することとされており、県が行う講習会への参加などにより円滑な移行ができるよう、会員企業への普及・啓発とIT化の推進に努める。

② 災害情報共有システムの普及促進

災害発生時における会員企業間での情報共有等を図るため、災害情報共有システムの普及を図っていく。

③ 研修事業の実施

建設業経理研修、建設技術者研修会、建設業法説明会（経営者研修会）を開催するなど、建設業従事者及び会員企業の従業員の資質向上を図る。

ア 建設業経理研修事業

一般県民を対象に、建設業会計に関する研修会等を開催するとともに、建設業経理検定試験を実施する。

(ア) 研修会（実施機関：(一財)建設業振興基金）

・建設業経理事務士3級・4級特別研修 …… 各級年1回

(イ) 講習会（実施機関：(一社)県建設業協会、共催：西日本建設業保証(株)）

・建設業経理講習会（2級） …… 1月

(ウ) 建設業経理検定試験（実施機関：(一財)建設業振興基金）

- ・建設業経理士1級・2級検定試験 9月と3月
- ・建設業経理事務士3級・4級検定試験 3月

イ 建設技術者研修会

県内の建設従事者を対象に、建設業の技術向上、法令遵守、品質確保等について研修する。

(ア) 実施機関

県土木部、(一社)県建設業協会、県土木施工管理技士会

(イ) 研修内容

- ・平成30年度土木工事検査・監査概要
- ・建設業法
- ・工事の施工に関する留意点
- ・工事の手続きに関する留意点
- ・積算基準の改定
- ・その他

ウ 建設業法説明会（経営者研修会）

県内の建設業経営者や従業員のほか建設業に関心のある一般県民を対象に、建設業の許可制度や経営事項審査等について研修する。

(ア) 実施機関

県土木部、(一社)県建設業協会

(イ) 研修内容

- ・建設業の許可制度
- ・建設工事の請負契約
- ・施工技術の確保
- ・建設工事の元請・下請関係の適正化
- ・建設業者に対する指導及び監督
- ・県建設工事入札参加資格審査の申請
- ・建設業許可の要件
- ・建設業許可の申請手続き
- ・浄化槽工事業の登録及び届出
- ・解体工事業の登録制度
- ・住宅瑕疵担保履行法
- ・経営事項審査の概要

エ その他

建設業従事者及び会員企業の従業員の資質向上を図るため、各種研修会等を開催する。

(ア) アイコンストラクション研修会

(イ) 建設廃棄物の適正処理に関する講習会

(ウ) 建設産業育成支援セミナー

(エ) その他

2 会議等

(1) 総 会	
① 通常総会	年 1 回
② 臨時総会	必要に応じて
(2) 理事会	年 5 ~ 6 回
(3) 正副会長会議	隨 時
(4) 総務委員会、総合企画委員会、土木委員会 建築委員会、労務委員会	年 3 ~ 4 回
(5) 表彰委員会	年 2 回
(6) 監事会	年 1 回
(7) 全国建設業協会：会長会議	隨 時
(8) " : 関係委員会	隨 時
(9) 九州建設業協会：会長会議	隨 時
(10) " : 各委員会	隨 時
(11) " : 定例懇談会	年 1 回
(12) 専務、事務局長、担当者会議	
① 全国建設業協会	隨 時
② 九州建設業協会	隨 時
(13) 国會議員、県議会議員との意見交換会	隨 時
(14) 関係官庁との協議会・意見交換会	隨 時
(15) 建設関係団体との意見交換会	隨 時
(16) 各種会議	隨 時

3 主な大会・講習会等

- (1) 各種大会、研修会、講習会、講演会等の開催
- (2) 関係省庁、団体等が実施する行事や大会等への参加

4 広報活動

- (1) 協会季報の発行（年4回）
- (2) 協会ホームページによる広報
- (3) 新聞やテレビ・ラジオを活用した広報事業の実施
- (4) 関係法令、書籍等の斡旋